

狩猟免許試験・更新講習などにかかる手数料 納付書での納付方法

- ① 納付書を下記のいずれかのコンビニまたは金融機関等にお持ちいただき、現金にて手数料をお支払いください。

※納付書は、希望する方に対して、住所地を所管する各農林総合事務所または嶺南振興局でお渡しします。

種別	コンビニ名 / 金融機関	
コンビニエンスストア	・セブンイレブン ・ローソン ・ファミリーマート ・セイコーマート	・ミニストップ ・ポプラグループ ・デイリーヤマザキ ・ニューヤマザキデイリーストア ・MMK設置店
地方銀行	福井、北陸、北國、福邦	
都市銀行	みずほ、三井住友	
信用金庫	福井、敦賀、小浜、越前、京都北都	
信用組合	伏線、横浜幸銀	
その他の金融機関	北陸労働金庫、福井県信用農業組合連合会、農業協同組合（福井県、越前たけふ）、東日本信用漁業協同組合連合会	
県外金融機関	福井銀行各支店、みずほ銀行各支店	

- ② 納付書で支払うと、納入済証と領収証書が返却されます。返却後にご自身で納入済証と領収証書の間を切り取ってください。（納付前に切り取らないでください。）

- ③ 「納入済証」を申請書の所定欄に貼って提出してください。

- 納付書での納付は、納付期限内（発行年度の3月31日まで）におこなってください。
- 福井県納付書は、他都道府県への申請には使用できません。
- 納付書は、手数料の種類・額ごとに6種類あります。（狩猟免許申請手数料（新規）、狩猟免許申請手数料（経験）、狩猟免許更新申請手数料、狩猟免許再交付手数料、狩猟者登録証再交付手数料、狩猟者記章再交付手数料）

※手数料は、インボイス制度対象外です。

<問合せ先> 福井県エネルギー環境部自然環境課（電話番号 0776-20-0306）

＜納付書のイメージ＞

[illegible]

左側 2 枚は返却されません

【領収証書】
納付者様で
保管して
ください

【納入済証】
申請書に
貼って提出
してください

注意

- ・「納入済証」の再発行はできません。「納入済証」を紛失された場合、「領収済証」をお持ちであっても再度の納付が必要になりますので、「納入済証」は申請等の手続きをするまで大切に保管してください。
- ・申請書を提出する時にお支払いください。（申請の予定がないのに、支払いだけ行うことは避けてください。）